

かるは、げにいみじきわざなれど、むかしも三條院位の御時かどよ、大内造りたてられて、御わた
ましの夜こそ、やがて火いで来て焼にしこともあれば、これより重き大事もあるべかりけるに、
かはりたらんはいかゞせん、かくてことしもくれぬ、上はいよゝゝ世の中心あわたゞしうおぼ
されて、おりぬなんの御心づかひすめり、

〔皇年代略記龜山〕文永十一年正月廿六日、讓位於皇太子、宇多

○按ズルニ、此他清和天皇ハ、疾病ト災異トヲ以テ御讓位アリシカバ、之ヲ疾病讓位ノ條ニ收
メ、土御門天皇ハ、災異ヲ以テ御讓位アリシカドモ、其實ハ後鳥羽上皇ノ意ニ出シモノナレバ、
之ヲ讓位出父祖意ノ條ニ收メ、後西院天皇モ、亦災異ノ爲メニ御讓位アリシカドモ、徳川氏ノ
進奏ニ出デタルモノナレバ、之ヲ讓位出權臣意ノ條ニ收メタリ、

讓位便事

〔續日本紀二十〕天平寶字二年八月庚子朔、高野天皇孝禪位於皇太子、仁淳詔曰、中然皇止坐

天下政平聞看事者、勞重葉事爾在家年長久日多久此座坐波荷重力弱氏不堪負荷、加以掛畏

朕婆々皇太后朝爾人子之理爾不得定省波朕情母日夜不安、是以此位避氏間乃人爾在氏如理婆

婆爾仕奉倍自所念行氏奈日嗣止定賜幣皇太子爾授賜止久宣天皇御命衆聞食宣、

〔愚管抄四〕さて世のすゑの大なる變りめは、後三條院の世のすゑに、ひとへに臣下のまゝにて、攝

録臣世をとりて、内は幽玄のさかひにておはしまさん事、末代に人の意はおだしからず、脱履の

後太上天皇とて、政をせぬならひはあしき事なりと思召て、かたゞの道理さしもやは思召け

ん、委しくは知らねども、道理のいたりよも叡慮にのこる事あらじ、昔は君は政理かしこく、攝録

の人は一念わたくしなくてこそあれ、世のすゑには君はわかて、幼主がちにて、四十にあまら

せ給ふは聞えず、御政理さしもなし、宇治殿藤原などはおほくわたくし有とこそは御覽とけ

め、太上天皇にて世をしらん、當今はみな我子にてこそあらんすればと思召ける間に、ほとなく